

## ひとり親・障・重・精神

## 医療資格証(資格)の更新をします

現在、ひとり親・心身障害者・重度心身障害老人等及び精神医療の助成を受けている方々の資格は、7月31日で有効期限が切れます。8月1日より引き続き医療の助成を受けられる方に資格証を郵送しますので(重を除く)、同封の返信用封筒に『申請書』と添付書類を入れて郵送もしくは、直接窓口へご提出ください。申請書等の提出がないと、医療費の支給ができませんのでご注意ください。

〇〇医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印	
交付年月日	年 月 日
<small>(注) 奈良県外で受給する場合は、自己負担額を支払済、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。</small>	

これまででは、所得限度額の要件等で、福祉医療制度に該当しなかった方も、所得の変更等により8月から該当になることがあります。詳しくはホームページをご覧ください。担当課までお問い合わせください。お電話での所得額の照会はいたしかねます。ご了承ください。

## ▶提出書類

- ・受給資格証更新申請書(署名・押印したもの ※裏面あり)
- ・健康保険証が変わった場合はその写し(受給者本人のもの)
- ・障・重の受給者で、障害の等級などが変わった場合は身障手帳もしくは療育手帳の写し
- ・令和4年1月2日以降に吉野町へ転入した方は、本人と同一世帯員、扶養義務者の令和4年度課税(非課税)証明書(子ども医療については※注2参照)
- ・扶養義務者が他市町村在住の場合は、令和4年度課税(非課税)証明書が必要です。

▶申請受付場所 吉野町役場 町民税務課 ②番窓口

▶受付期間 7月13日～29日(必着) [土・日・祝日を除く 8:30～17:15]

## 資格更新の手続きが必要な方

(新規の申請も随時受け付けています)

## ひとり親

①ひとり親家庭等医療費助成受給資格  
ひとり親家庭の母(父)及び18歳未満の児童(18歳に達した児童は、年度末まで資格を有します。)

## 障

②心身障害者医療費助成受給資格  
1歳～74歳の方で、身体障害者手帳の1級・2級、または療育手帳A1・A2の保持者  
※後期高齢者医療制度加入者は除きます。

## 重

③重度心身障害老人等医療費助成受給資格  
後期高齢者医療制度加入者で「心身障害者医療費助成受給資格」に該当する方  
※受給資格証は交付していません。

## 精神

④精神障害者医療費助成受給資格  
精神障害者保健福祉手帳1級・2級の保持者



## ご注意ください

※注1 それぞれに所得制限基準が設けられております。受給者本人や同一世帯員、扶養義務者等の所得によって受給資格が与えられない場合がありますので、ご了承ください。また、年度途中で所得更正された場合や、世帯構成員に変更があった場合等、日にちを遡って資格を喪失し、助成金を返還していただく場合もあります。

※注2 子ども医療については、小学校入学時と高校入学時の更新のみとなりました。ただし、令和4年1月2日以降に吉野町へ転入した方・扶養義務者が他市町村在住の方は令和4年度課税(非課税)証明書の提出が必要です。

## 後期高齢者医療制度 被保険者証に関するお知らせ

令和4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬頃に発送します。通知書をご覧の上、納付方法をご確認いただき、納め忘れのないようお願いいたします。普通徴収の第1期の納期限は8月1日です。役場、または最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行)でお納めください。また、口座振替の方は、納期限の前日までに納付額分の金額のご準備をお願いします。



### 今年是被保険者証が2回届きます

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう



令和4年8月1日

令和4年10月1日

①現在ご使用中の被保険者証が使える期間  
(令和4年7月31日まで)

②7月中旬頃に届く被保険者証が使える期間  
8月1日から9月30日まで(8月・9月のみ)

③9月中旬頃に届く2回目の被保険者証が使える期間  
(令和5年7月31日まで)

① 今使っている被保険者証は、8月1日以降はご使用にならないでください。

② 今年度は、10月1日から、再度被保険者証が変わります。この被保険者証は、10月1日以降はご使用にならないでください。

③ 一定以上の所得がある一部の方→10月1日から医療費の窓口負担割合が2割に(現役並み所得者[窓口負担割合3割]を除く)



✓ 被保険者証は、紛失に注意! 汚さず大切に。大事な個人情報が記載されています。

✓ 8月1日以降に診療を受ける際は、必ず新しい被保険者証を医療機関に提示

☎ 町民税務課 後期高齢者医療担当 NTT…Tel(32)3081(代) 内線122 IP直通…Tel(39)9063

### 特定健診受診対象の方へ 訂正とお詫び

5月中旬にお送りした「特定健診・ミニドックに関するお知らせ」について誤りがありました。深くお詫びし、訂正いたします。

①申し込みハガキの裏面に記載されている乳がん検診の日程

(正)11/13

(誤)11/14

②三つ折り健診リーフレットの中で受診券の色の表記

(正)クリーム色

(誤)水色

☎町民税務課 国民健康保険担当

NTT…Tel(32)3081(代) IP直通…Tel(39)9063

### 国民健康保険にご加入の方へ

#### 新しい被保険者証が届きます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用する被保険者証を簡易書留郵便にて、7月中旬頃にお送りします。

#### 70歳～74歳の方

お持ちの高齢受給者証が、被保険者証とひとつになり、1枚の被保険者証カードとなります。

☎町民税務課 国民健康保険担当

NTT…Tel(32)3081(代) IP直通…Tel(39)9063

## 7月1日から 令和4年度 国民年金保険料 免除申請受付開始

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度があります。  
(ただし、本人・配偶者・世帯主の所得制限あり)

## ▶ 令和4年1月1日時点で本町に住民票のない人

「課税(非課税)証明書」なども必要

## ▶ 離職・退職した人

「雇用保険受給資格者証」または、  
「雇用保険被保険者離職票」の写しが  
必要



ご注意

- ① 継続免除申請を利用して全額免除・納付猶予の承認を受けている人は、申請をする必要はありません。
- ② 保険料の免除を受けず保険料が未納で、万一、障害や死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族年金を受けられない場合があります。

☎大和高田年金事務所 TEL0745(22)3531  
町民税務課 TEL(32)3081 内線124

## 納期限にご注意

8月1日(月)

最寄りの金融機関【南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行(郵便局)】、コンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリでお納めください。  
なお、口座振替の方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

## 国民健康保険税(第1期)

令和4年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬頃に発送します。納期限までに納めることができない場合等、そのままにしておかないで早めにご相談ください。電話での相談もお受けします。

☎町民税務課 国民健康保険担当

NTT…TEL(32)3081 内線123 | P直通…TEL(39)9063

## 固定資産税(第2期)

☎町民税務課 税務担当

NTT…TEL(32)3081

| P直通…TEL(39)9062

## 7月のごみ収集日程

収集地区名	収 集 日					
	粗大ごみ	ビン	カン類	ペットボトル	不燃物	古紙
上市地区全域・橋屋・左曾・六田	4日(月)	11日(月)	18日(月)	25日(月)	6日(水)	20日(水)
吉野山地区全域・飯貝・丹治	5日(火)	12日(火)	19日(火)	26日(火)	13日(水)	27日(水)
龍門地区全域・中竜門地区全域	7日(木)	14日(木)	21日(木)	28日(木)	6日(水)	20日(水)
	千股のみ4日(月)	千股のみ11日(月)	千股のみ18日(月)	千股のみ25日(月)		
国栖地区全域・中荘地区全域	1日(金)	8日(金)	15日(金)	22日(金)	13日(水)	27日(水)

☎[分別について] 吉野三町村クリーンセンター【TEL(32)1275】

★7月17日(日)は、家庭系ごみの持ち込みを受け付けします。

「ごみの区別と出し方」は  
町ウェブサイトをチェック☞



☎[収集について] 美吉野環境ステーション【TEL(39)9145】 ★ごみは午前8時までに出示してください。